



「^{ざっかい}雑芥」と「有害・危険ごみ」は 収集車両・時間が異なります

「雑芥」を収集した後、別の車両で「有害・危険ごみ」を収集しています。これは有害物（蛍光灯・体温計）を割らないための措置ですのでご理解ください。

ごみは収集日当日の午前8時までに出しましょう。

■分け方と出し方

<p>ざっかい 雑 芥</p> 	<p>ガラス・陶磁器類 電球 飲食用以外のビン 小型家電製品 傘、釣竿等</p>	<p>} 指定袋で出してください。 袋は両側から口を縛ってください。</p>
<p>有害・危険ごみ</p> 	<p>乾電池 蛍光灯 水銀体温計 刃物類</p>	<p>} それぞれ別の袋で 出してください。</p>

浄化槽の管理を適正に行いましょう

浄化槽は微生物により汚れた水を、きれいな水にして水路や川に流す働きをしています。

浄化槽の機能を保つには、日頃の保守点検・清掃・法定検査が必要です。

法定検査

- (1)設置後の水質に関する検査（7条検査）
設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認するための検査です。
浄化槽の使用開始後、3カ月～8カ月の間に受けてください。
- (2)定期検査（11条検査）
毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを確認する検査です。
- (3)指定検査機関（社）埼玉県環境検査研究協会
☎ 048-649-5151

清 掃

浄化槽内の汚泥等の引き出しや調整、機器類等の洗浄をする作業で、年1回以上実施しなければなりません。
清掃は町の許可を受けた業者に依頼してください。

- ・(有)松伏清掃事業 ☎ 991-3011
- ・共栄商事(有) ☎ 991-4828
- ・エスシーエス(株) ☎ 936-1234

保守点検

浄化槽の点検、調整、修理を行います。おおむね3カ月～4カ月に1回以上実施しなければなりません。保守点検の回数は、浄化槽の規模や種類によって異なります。
浄化槽の保守点検は埼玉県の登録を受けた業者に依頼してください。

住民ほけん課のお知らせ

介護保険料の特別徴収開始通知書を送付します

「平成21年度 介護保険料 特別徴収開始通知書」を9月上旬に送付します。これは、平成21年度の住民税の決定に伴い、今年度の介護保険料額をお知らせするものです。

年間保険料額から、第3期（8月の年金から天引き）までに徴収させていただいた仮徴収額を差し引いた額を、10月、12月及び2月の年金から徴収させていただきますのでご了承ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。